



# 若者定住促進住宅 入居者募集案内 (令和8年2月随時募集)

長門市では、次のとおり、伊上若者定住促進住宅の入居者募集を行います。  
伊上若者定住促進住宅は、公営住宅法や条例等により入居資格が定められています。

募集案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認のうえ、お申し込みください。

## 申込受付期間

令和8年2月16日(月) から 令和8年4月10日(金) まで  
(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

## 申込手続き

次の3点に必要事項を記入し提出してください。

- ① 若者定住促進住宅入居申込書 ② 住民票 ③ 所得課税証明書

申込書に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

## 募集を行う住宅

資料内の募集住宅一覧表、間取り図をご参照ください。

住宅の設備等の詳細については、お問合せください。

なお、長門市公式HPでは、募集する住宅の内部写真等の情報を公開しています。右記QRコードよりアクセスしてください。

募集案内ページ



物件写真ページ



## 申込書提出・問い合わせ先

本 庁 建築住宅課 住宅班	0837-23-1186
三 隅 支 所	0837-43-0277
日 置 支 所	0837-37-2168
油 谷 支 所	0837-32-1114

## 募集を行う住宅

団地名	棟・部屋	所在地	建設年	間取り	家賃（円）	単身入居
伊上若者	B棟2号	油谷伊上	H13	2LDK	32,000	×

※一回の募集において、一世帯一戸の申込に限ります。

※募集後、申込のなかった住宅については令和8年2月16日（月）から令和8年4月10日（金）まで随時募集を行い、先着順で申込を受け付けます。

## 通常の市営住宅と異なる点

若者定住促進住宅は、低所得者等と対象とした市営住宅とは異なり、若者の移住定住促進を目的とした住宅です。そのため、以下の点が異なります。

- ・入居の条件に所得条件が無い場合、低所得者から高所得者まで全て入居可能
- ・同居人の条件として配偶者を含む必要がある（内縁関係者及び婚約者を含む）
- ・家賃が32,000円で固定  
※ただし条例では、市は以下の場合に家賃を変更できると規定されています
  - ・物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき
  - ・住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき
  - ・住宅について改良を施したとき
- ・年齢条件がある（入居の申込み時に契約者が満40歳未満である必要がある）
- ・3年ごとに契約を更新する必要がある  
※契約更新ごとに契約書を作成し、そのたびに連帯保証人の記名押印が必要  
※契約更新時に入居している者が1人だった場合、退去する必要があります。
- ・居住可能なのは最大12年間。12年目の契約満了日までに退去する必要がある。

### 市営住宅における暴力団排除の取組みについて

長門市では、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保のため、申込者、同居又は同居しようとする親族（以下「申込者等」という）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居者資格として条例に規定し、入居決定をしないこととしました。

このため、市営住宅の入居申込みをされる方には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただくとともに、市においては、入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するかどうかについて警察に照会することとしました。

趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 1. 申込みから入居までの流れ

①	申込書の提出	受付期間： <b>令和8年2月16日（月）～ 令和8年4月10日（金）</b> 提出物：若者定住促進住宅入居申込書・住民票・所得課税証明書  ※申込者の状況によって上記以外に必要な書類の提出を求める場合があります。 ※申込前に募集する部屋の内覧を希望される方は内覧希望日の3日前までにお問い合わせください。 (平日午前10時～11時30分、午後1時～4時の時間内で対応)
②	入居資格審査結果通知	① 合格の場合 ⇒ 入居仮決定通知、賃貸借契約書、敷金納付書を郵送 ② 不合格の場合 ⇒ 失格通知発送  ※合格の場合であっても、この時点ではまだ「仮決定」であり契約書の取り交わしが完了しなければ入居はできません。
③	入居の手続き	内 容：賃貸借契約書の取り交わし、敷金納入など ※賃貸借契約書には、当選者と連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。 ※敷金は決定した家賃の3ヶ月分です。 ※手続きをしなかった場合、入居を辞退したとみなします。
④	入居可能日通知 鍵の引渡し	鍵の引渡し：場所日時を文書にて通知します
⑤	入居可能日	入居可能日：文書にて通知します ※入居日より14日以内に住民票を異動し、入居届を提出してください。

## 入居者資格等について

若者定住促進住宅の申込には、次の条件を全て満たしている必要があります。

① 市内に住所を有する方、又は定住する意思のある方

② 同居又は同居しようとする配偶者（内縁関係者及び婚約者を含む）がある方

- ・ 婚姻予定の場合は、申込締切日から3ヶ月以内に婚姻して入居できることが条件です。
- ・ 外国人については、住民登録を行っている方に限ります。

③ 入居の申込み時における申込者の年齢が満40歳未満の方

④ 入居する者の中に暴力団員がいないこと

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団

⑤ 連帯保証人を選任することまたは市指定の家賃保証会社と契約すること

連帯保証人に選任できるのは、次の5つの条件を満たしている人です。

1. 親族以外の方が連帯保証人になる場合には、県内に住所を有する者であること。
2. 独立の生計を営む者であること。
3. 条例第6条第2号ウに規定する金額（158,000円）以上の所得を有する者であること。
4. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に入居していない者であること。
5. 市税等滞納者でないこと。

※特別な事情がある場合には、上記①・②・③の条件を除き④と⑤の入居資格を満たすことで入居することが可能です。

### 3. 入居者資格審査について

#### ◆ 入居者資格審査

仮当選された方は、入居資格審査を行います。

仮当選後、市が指定する期日までに「入居者資格審査に必要な書類」を提出してください。

#### 〈入居者資格審査に必要な書類〉

	書類の名称	対象者
全員提出	住民票	入居者及び同居しようとする親族全員分 (続柄記載で世帯全員の証明のあるもの)
該当者のみ提出	婚約証明書 (式場予約証明書)	婚姻予定者 (募集締切日から3ヶ月以内に婚姻される方)

注) 指定期日までにすべての必要書類を提出されない場合は、仮当選の資格を失うことがあります。

### 4. 入居の手続きについて

#### ◆ 入居について

入居資格審査で合格し、入居手続き※が終わり次第、入居することができます。  
資格審査合格時点では入居「仮決定」状態ですので、連帯保証人の選定ができない等の理由により契約書が取り交わせない場合は、入居することができません。

※入居手続き = 賃貸借契約書の取り交わしや敷金の納付など

#### ◆ その他

- ・ 申込書記載の方全員が同時入居する事が必要です。申込書に記載の無い方は入居できません。
- ・ 入居に際しては、連帯保証人 (原則1名) と敷金 (家賃3ヶ月分) が必要です。

## 5. 入居後について（基本的事項）

- ・ 住宅使用料のお支払いは、口座引落（月末）をご利用ください。  
口座の登録方法については、入居手続き時にご案内します。
- ・ 住宅使用料が3月以上納入されない場合は、連帯保証人に連絡をとり、お支払いいただくこともあります。また、退去をお願いすることもあります。
- ・ 入居者に対しては、当該住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持するよう義務付けられています。（保管義務）
- ・ 犬、猫等のペットを飼うこと（住宅に入れることを含む。）を禁止しています。
- ・ 住宅の入居者として、また地区住民として、関係行事には積極的な参加をお願いします。

今回募集を行う市営住宅（間取り）

伊上若者市営住宅 B棟

